管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答等	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直	「措置の内容」の再見直	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040010	自動火災報知設備設置要件の緩和	消防法第17条第1項、消防法施行令第6条、同令別表第1第17項、同令第21条第1項 消防法第9条の2、消防法施行令第5条の6 消防法施行令第32条	（消防用設備等の設置・維持と特殊消防設備等の適用除外） 消防法第十七条第一項 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。 （防火対象物の指定） 消防法施行令第六条 法第十七条第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一に掲げる防火対象物とする。 消防法施行令別表第一第十七項 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物 （自動火災報知設備に関する基準） 消防法施行令第二十一条第一項 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。 一　別表第一（2）項ニ、（6）項ロ、（13）項ロ及び（17）項に掲げる防火対象物 二～十五　（略）	現行法で文化財建造物に課せられている自動火災報知設備設置について、一定の要件を満たしている場合には、住宅用火災報知機等の簡易なものでも代用可能とする。	文化財建造物に課せられている自動火災報知設備（以下「自火報」という。）設置の義務を緩和することにより、所有者負担の軽減を図る。　具体的には、小規模な住宅（延床面積130㎡以下）の用途で使用されている市指定文化財建造物において、文化財指定前と同様に住宅用火災報知機を全室に設置、消火器の適正な配置、文化財担当職員による文化財パトロール（年2回）の実施により、簡易等の維持管理環境および防火指導に併せ登壇の実施を行う、ことにより、従来の自火報設置による維持管理や消防署への定期報告について、建造物所有者の経済的な負担や維持管理の軽減を図る。 提案理由：民家を文化財指定すると、消防法第17条および同法施行令別表第1第17項で文化財建造物は、建造物の用途および面積の大小に係わらず防火対象物として位置付けされ、同法施行令第21条の自火報の設置を義務付けられる。このため、小規模な住宅の用途で使用されている建造物であっても文化財指定後には当該法令が適用されるため、この義務が文化財所有者の負担となっている。また、文化財所有者の高齢化により、自火報の設置やその後の維持管理を実施することが困難となっている。よって、文化財指定後も引き続き住宅の用途で使用される場合、一定の条件の下で自火報設置の義務を緩和し、所有者負担の軽減を図る。 代替提案：市指定文化財でかつ規模な住宅の用途に限定され、かつ通常使用しない期間も開けることから、自火報でなくても簡易な方法を講ずることは可能である。たとえば、住宅用火災報知機を全室に設置の適正配置を講ずることにより、自火報と同等に火災発生時の早期発見が図れると考える。	D	–	重要文化財等に指定された建造物等は、かけがえのない文化的所産であって、火災によってこれを失うことを防止すべき社会的要請が極めて高いものであるから、消防法施行令第21条第1項第1号の規定により、自動火災報知設備の設置の義務が課せられている。 今回の要望の提案は、市指定文化財の民家に対し、自動火災報知設備の設置を一定要件（住宅用防災機器の使用や文化財のパトロールなど）のもと免除するものであるが、その判断については、対象となる文化財の歴史的価値や建物構造等を十分に把握し、かつ火災予防上の危険や火災発生後の消防活動等の知見を有した者が行うことが適当であり、特区制度によって一定の危険要件を示し一律に規制することは馴染まない。 従って、本提案については、消防法施行令第32条（以下「令32条」という。）の規定に基づき、消防長又は消防署長が対象となる文化財の位置、構造及び設備の状況等を考慮して、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災による被害を最小限度に止めることができると判断した場合において、自動火災報知設備の設置基準の適用除外を認めるべき旨検討すべきである。 なお、平成26年4月1日に、文化財を含む古民家等の歴史的建築物を有効活用する観点から、消防長又は消防署長が令32条に定める消防用設備等の基準の適用除外に該当するかどうかの判断が円滑に行えるよう、関係機関に対し通知を発出しているところである。	D	–	重要文化財等に指定された建造物等は、かけがえのない文化的所産であって、火災によってこれを失うことを防止すべき社会的要請が極めて高いものであるから、消防法施行令第21条第1項第1号の規定により、自動火災報知設備の設置の義務が課せられている。 今回の要望の提案は、市指定文化財の民家に対し、自動火災報知設備の設置を一定要件（住宅用防災機器の使用や文化財のパトロールなど）のもと免除するものであるが、その判断については、対象となる文化財の歴史的価値や建物構造等を十分に把握し、かつ火災予防上の危険や火災発生後の消防活動等の知見を有した者が行うことが適当であり、特区制度によって一定の危険要件を示し一律に規制することは馴染まない。 従って、本提案については、消防法施行令第32条（以下「令32条」という。）の規定に基づき、消防長又は消防署長が対象となる文化財の位置、構造及び設備の状況等を考慮して、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災による被害を最小限度に止めることができると判断した場合において、自動火災報知設備の設置基準の適用除外を認めるべき旨検討すべきである。 なお、平成26年4月1日に、文化財を含む古民家等の歴史的建築物を有効活用する観点から、消防長又は消防署長が令32条に定める消防用設備等の基準の適用除外に該当するかどうかの判断が円滑に行えるよう、関係機関に対し通知を発出しているところである。	D	–	令32条の規定は、消防長又は消防署長が、消防用設備等の設置について、一定の条件の下で自火報設置の義務を緩和することができるとしたものであり、文化財の指定の有無を問わず、全ての建築物に適用されるものである。 文化財建造物については、文化財保護法第45条第1項の規定により、国宝、重要文化財等に指定された建造物等は、かけがえのない文化的所産であって、火災によってこれを失うことを防止すべき社会的要請が極めて高いものであるから、消防法施行令第21条第1項第1号の規定により、自動火災報知設備の設置の義務が課せられている。 今回の要望の提案は、市指定文化財の民家に対し、自動火災報知設備の設置を一定要件（住宅用防災機器の使用や文化財のパトロールなど）のもと免除するものであるが、その判断については、対象となる文化財の歴史的価値や建物構造等を十分に把握し、かつ火災予防上の危険や火災発生後の消防活動等の知見を有した者が行うことが適当であり、特区制度によって一定の危険要件を示し一律に規制することは馴染まない。 従って、本提案については、消防法施行令第32条（以下「令32条」という。）の規定に基づき、消防長又は消防署長が対象となる文化財の位置、構造及び設備の状況等を考慮して、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災による被害を最小限度に止めることができると判断した場合において、自動火災報知設備の設置基準の適用除外を認めるべき旨検討すべきである。 なお、平成26年4月1日に、文化財を含む古民家等の歴史的建築物を有効活用する観点から、消防長又は消防署長が令32条に定める消防用設備等の基準の適用除外に該当するかどうかの判断が円滑に行えるよう、関係機関に対し通知を発出しているところである。	D	–	重要文化財等に指定された建造物等は、かけがえのない文化的所産であって、火災によってこれを失うことを防止すべき社会的要請が極めて高いものであるから、消防法施行令第21条第1項第1号の規定により、自動火災報知設備の設置の義務が課せられている。 今回の要望の提案は、市指定文化財の民家に対し、自動火災報知設備の設置を一定要件（住宅用防災機器の使用や文化財のパトロールなど）のもと免除するものであるが、その判断については、対象となる文化財の歴史的価値や建物構造等を十分に把握し、かつ火災予防上の危険や火災発生後の消防活動等の知見を有した者が行うことが適当であり、特区制度によって一定の危険要件を示し一律に規制することは馴染まない。 従って、本提案については、消防法施行令第32条（以下「令32条」という。）の規定に基づき、消防長又は消防署長が対象となる文化財の位置、構造及び設備の状況等を考慮して、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災による被害を最小限度に止めることができると判断した場合において、自動火災報知設備の設置基準の適用除外を認めるべき旨検討すべきである。 なお、平成26年4月1日に、文化財を含む古民家等の歴史的建築物を有効活用する観点から、消防長又は消防署長が令32条に定める消防用設備等の基準の適用除外に該当するかどうかの判断が円滑に行えるよう、関係機関に対し通知を発出しているところである。											
040020	給油取扱所へのDMEスタンド併設基準の創設	危険物の規制に関する政令第1条第3項第4号、第23条 危険物の規制に関する規則（省令）第27条の2、第27条の3、第27条の4	給油取扱所にDMEスタンドを併設することを想定した技術基準は策定されていません。	消防法「危険物の規制に関する規則」（省令）の中に給油取扱所へのDMEスタンド併設基準を創設する。 これにより、ガソリン／軽油スタンド（給油取扱所）へのDMEスタンドの併設が可能となるので、DMEスタンド網の構築、及び次世代クリーンディーゼルDME自動車の普及が可能となる。 この措置により、既に認可されている規制の特例措置1108「保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業」の実施・活用が可能となる。	○必要性根拠 DME自動車の導入・普及に必要となるDMEスタンド網の構築において、DME自動車導入当初においては自動車台数が限定的であり、DME単独のスタンドは経営的に成り立たないため併設型の給油取扱所（ガソリン／軽油スタンド、トラックステーション等）への併設が必要となる。しかし、現行の消防法令において、給油取扱所へのDMEスタンドの併設は認められていない。そこで、一般高圧ガス保安規則において、例交認諾等の規定を緩和するDMEスタンド技術基準を創設し（別途経済産業省に提案中）、危険物の規制に関する規則において、■■DMEスタンドを給油取扱所に併設可能とする基準の創設が必要である。 なお、DMEと同様に高圧ガスである圧縮天然ガス及び液化石油ガススタンドの給油取扱所への併設は次の法令の基、既に認められている。（危険物の規制に関する政令第1条第3項、同条同項第4号、危険物の規制に関する規則（省令）第27条の2第1項、第27条の3及び第27条の4） したがって、DMEスタンド併設については、省令第27条の2第1項に「液化ジメチルエーテル（DME）を加えて頂く点に、省令第27条の3及び第27条の4にDMEスタンド併設に関する技術基準を加えていただきたい。 ○左記既認可の規制の措置により事業は、本件措置が行われなければ活用が難しい。	D	–	DME自動車の製造及びDMEスタンドの技術基準も確立されていない状況にあると承知している。今後、関係省庁においてDME自動車及び DMEスタンドの製造及び設置に係る検討が行われるものと考えるが、このような状況を踏まえると、DMEスタンド併設給油取扱所については、危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）第23条において、市町村長等が危険物の取扱いの方法等から判断して、政令の規定によらない、又は、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められるときにおいては、設置ができるとされていることから、当該制度を活用して DMEスタンド併設給油取扱所の設置を認めることが考えられる。 ただし、DMEスタンド併設給油取扱所を設置する場合は、給油取扱所及び DMEスタンドの双方に与える危険要因を抽出し、それに対する安全対策を検討した上で、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、火災等の災害による被害を最小限度にとどめることができると市町村長等が認める場合は、前述のとおり政令第23条を活用し設置を可能とすることができるので、危険要因の抽出及び安全対策についてヒヤリな検討を行っていただきたい。 この場合において、給油取扱所及び DMEスタンドが双方に与える危険要因の抽出及び安全対策の検討がヤヤヤな場合、重大な事故を招くおそれがあることから、検討に際しては消防庁にも積極的に相談いただきたい。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	政令第23条を活用し、給油取扱所1件毎に危険要因抽出と安全対策等を含む基準の特例申請をヤヤいDMEスタンド網構築を進める事は、時間的にも労力の面からも困難です。 今回構造改革特区提案を行った結果、国土交通省からDME自動車を現行の保安基準のもとで認可する方針が打出されました。この措置を受け新潟県でDME自動車の導入・普及を進めるべく、経済産業省にはDMEスタンド技術基準の早期創設を強めて要望しています。 従って、DMEスタンド技術基準の骨格が明らかになった段階で、給油取扱所へのDMEスタンド併設基準の創設に着手して頂くことを、改めて要望いたします。詳細については補足資料「意見書」を参照ください。	D	–	DMEスタンド併設給油取扱所の基準を検討する場合、給油取扱所及びDMEスタンドのそれぞれで想定される事故リスクを列挙した上で、全ての併設形態に適合するよう双方に及ぼす影響の評価及び講ずべき対策の検討が必要になります。これに対して、DMEスタンド及びDME自動車の基準（以下「DMEスタンド等の基準」という。）がどのように策定されるのか不明であることから、想定される併設形態を挙げた上で上記検討を行える状況にはなく、現時点において、給油取扱所へのDMEスタンド併設基準の創設は困難です。 したがって、DMEスタンド等の基準が策定される前に給油取扱所へのDMEスタンド併設を認める方法としては、設置を予定している事業所の併設形態に着目して事故リスクや講ずべき安全対策の検討を行うことが現実であると思料します。この場合、危険物の規制に関する政令第23条において、市町村長等が危険物の取扱いの方法等から判断して、政令の規定によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められるときには、設置ができるとされていることから、当面の間は当該制度を用いて DMEスタンド併設給油取扱所の設置を認めることが適当と思料します。 なお、将来的に給油取扱所へのDMEスタンド併設基準の創設を希望される場合は、DMEスタンド等の基準が策定され、策定される併設形態が明らかになった時点で、DMEスタンド併設給油取扱所の消防法令上の基準策定について相談してください。	D	–	新燃料DME・自動車普及モデル事業	10130400	一般社団法人日本DME協会、新潟県	新潟県	総務省
040030	地方自治法施行令で定める一般競争入札に関しての要件の追加	地方自治法施行令第167条の5の2	一般競争入札を行う場合に契約の性質又は目的によって指名契約を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認められるときは、地方公共団体の長は、更に入札参加に関する必要な資格を定めることができる。	地方公共団体が一般競争入札により契約を締結しようとする場合に、県民の安全・安心な暮らしを支える事業者の育成や技術の継承に関する必要な資格の追加を可能とする。	【提案内容】 地方公共団体が行う一般競争入札に際し、現行の施行令で定める要件に加え、県民の安全・安心な暮らしを支える事業者の育成や技術の継承に資すること等に関する要件を設定できるようにする。 【提案理由】 本県では、「長野県の契約に関する条例」が平成26年4月1日から施行された。この条例の基本理念に基づき、今後、契約に関する具体的施策を検討し、多様化する社会的要請に基づく、一定の行政目的の実現を目指していたため。 【代替措置】 入札に際しての競争性を確保する必要があること から、新たに要件を設定する場合には、その要件に合致する者の数数等を把握する必要がある。	D	–	【現状】 地方自治法施行令においては、地方公共団体が一般競争入札により契約を締結しようとする場合に設定することができる要件を、基本的に以下の3点に限定している。 ①当該入札に参加する者の事業所の所在地 ②その者の当該契約に係る工事等についての経験 ③技術的適正の有無等に関する必要な資格 【案拠内容】 地方公共団体が行う一般競争入札に際し、現行の施行令で定める要件に加え、県民の安全・安心な暮らしを支える事業者の育成や技術の継承に資すること等について、建造物所有者の経済的な負担や維持管理の軽減を図る。 【提案理由】 本県では、「長野県の契約に関する条例」が平成26年4月1日から施行された。この条例の基本理念に基づき、今後、契約に関する具体的施策を検討し、多様化する社会的要請に基づく、一定の行政目的の実現を目指していたため。 【代替措置】 入札に際しての競争性を確保する必要があることから、新たに要件を設定する場合には、その要件に合致する者の数数等を把握する必要がある。	D	–	一般競争入札は、公正性、機会均等性の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しうるという観点から、地方公共団体が締結する契約方式の原則となっている。 しかしながら、この方式により地方公共団体が被る弊害（不信用・不誠実な者が入札に参加して公正な競争の執行を妨げる恐れや、結果に契約を履行する者であるかどうかを把握できないことで、かえって地方公共団体が損害を被るおそれがあること）を極力防ぎするため、一般競争入札への参加資格を定めている（地自法施行令第167条の4から第167条の5の2）。 「地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第167条の5の2に基づいて、「入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適正の有無等に関する必要な資格を定めることができるものであり、地方自治体からの要望を踏まえて、昭和57年の自治令改正により規定されたものである。当該規定が「入札に参加する・・適正の有無」は事項の例示であり、具体的な資格の決定は入札を執行する地方公共団体が契約に際して定めることとしている。 ご提案の「県民の安全・安心な暮らしを支える事業者の育成や技術の継承に資すること」の内容が必ずしも明確ではないが、一般競争入札の参加資格は、競達の目的を達するのに必要であり、一般競争入札の理念である公正性、機会均等性及び経済性を阻害しない限りにおいて、現行の制度により各地方公共団体の判断により定めることができるものである。	D	–	一般競争入札は、公正性、機会均等性の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しうるという観点から、地方公共団体が締結する契約方式の原則となっている。 しかしながら、この方式により地方公共団体が被る弊害（不信用・不誠実な者が入札に参加して公正な競争の執行を妨げる恐れや、結果に契約を履行する者であるかどうかを把握できないことで、かえって地方公共団体が損害を被るおそれがあること）を極力防ぎするため、一般競争入札への参加資格を定めている（地自法施行令第167条の4から第167条の5の2）。 「地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第167条の5の2に基づいて、「入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適正の有無等に関する必要な資格を定めることができるものであり、地方自治体からの要望を踏まえて、昭和57年の自治令改正により規定されたものである。当該規定が「入札に参加する・・適正の有無」は事項の例示であり、具体的な資格の決定は入札を執行する地方公共団体が契約に際して定めることとしている。 ご提案の「県民の安全・安心な暮らしを支える事業者の育成や技術の継承に資すること」の内容が必ずしも明確ではないが、一般競争入札の参加資格は、競達の目的を達するのに必要であり、一般競争入札の理念である公正性、機会均等性及び経済性を阻害しない限りにおいて、現行の制度により各地方公共団体の判断により定めることができるものである。	D	–	一般競争入札は、公正性、機会均等性の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しうるという観点から、地方公共団体が締結する契約方式の原則となっている。 しかしながら、この方式により地方公共団体が被る弊害（不信用・不誠実な者が入札に参加して公正な競争の執行を妨げる恐れや、結果に契約を履行する者であるかどうかを把握できないことで、かえって地方公共団体が損害を被るおそれがあること）を極力防ぎするため、一般競争入札への参加資格を定めている（地自法施行令第167条の4から第167条の5の2）。 「地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第167条の5の2に基づいて、「入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適正の有無等に関する必要な資格を定めることができるものであり、地方自治体からの要望を踏まえて、昭和57年の自治令改正により規定されたものである。当該規定が「入札に参加する・・適正の有無」は事項の例示であり、具体的な資格の決定は入札を執行する地方公共団体が契約に際して定めることとしている。 ご提案の「県民の安全・安心な暮らしを支える事業者の育成や技術の継承に資すること」の内容が必ずしも明確ではないが、一般競争入札の参加資格は、競達の目的を達するのに必要であり、一般競争入札の理念である公正性、機会均等性及び経済性を阻害しない限りにおいて、現行の制度により各地方公共団体の判断により定めることができるものである。											
040040	地域防災力向上のためのアマチュア無線局による災害時通信の弾力化	電波法第52条、電波法施行規則第37条	アマチュア局は、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によつて自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行う無線局をいう。 無線局は、免許状に記載された目的の等の範囲を超えて運用することが禁止されている。ただし、非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴風雨その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の保護、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。）や、人命の救助に関し急を要する通信等については、この適用が除外されている。	地域防災力向上のため、アマチュア無線局のうち、災害対策基本法で定める市町村地域防災計画、市町村相互間地域防災計画又は地区防災計画の定めるところにより市町村防災行政無線の運用を行う無線局を受けて防災活動（防災活動のための訓練を含む。）を行うものは、非常通信等とは別に、有線通信などの電気通信系統による通信が可能な場合であっても、当該防災活動に必要な限度で通信を行うことができるものとする。	大規模災害発生に備え、市町村災害対策本部における情報連絡手段の多重化策として、アマチュア無線の活用を検討しております。現行規制では、アマチュア無線局が防災活動として行うことができる通信は、「非常通信」及び「人命の救助・・に関し急を要する通信に限られています。さらに、「有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき」や「他の電気通信系統によっては、当該通信の目的を達することが困難である場合」という前提条件が付されています。こうした現行規制のもと、東日本大震災における アマチュア無線の活用状況として、避難所からの物資調達等の最新の情報、市内巡回による被災状況等、リアルタイムな情報の提供により、救援や救助活動が混乱な状況にあったとの報告がありますが、アマチュア無線局は、高度で複雑なシステムを用いず、汎用性や拡張性を有しておりますので、有線通信を含む他のICT と相まって活用することが期待されます。さらに、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（平九百七十九年ジュネーブ）においても「主管庁は、災害救助無線に アマチュア局が準備できるよう、また通信の必要性を満たせるよう、必要な措置を取ることが奨励される。」（同規則）とされているところです。そこで、地域防災力の向上を図るため、現行規制を緩和し、市町村地域防災計画等においてアマチュア無線局等を活用した防災活動を定める場合に、市町村災害対策本部長の承認を受けたアマチュア無線局が、当該防災活動（防災活動の訓練を含む。）に必要な通信を、非常通信等によらずとも行えることを明確にしてください。	C	–	災害発生時に、アマチュア無線や急変無線、タクシー無線等が役立った事例は承知しています。アマチュア局は、アマチュア業務（金銭上の利益のためでなく、もつぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。）を行うことを目的としています。市町村の防災活動（防災活動のための訓練を含む。）については、有線通信や防災行政無線、消防無線等防災活動を目的とする無線局により行うことを基本としていますが、アマチュア局においても非常通信等により運用することは可能です。市町村の防災活動においては、アマチュア局も急変無線、タクシー無線等の無線局と同様に非常通信等として運用していただきたいと考えています。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 また、現行制度において、災害対策本部の設置の有無に関わらず、市町村地域防災計画等への位置づけと同計画対象の事業者（医療関係施設、ライフライン関係事業者等）の参画（各種訓練への参加）を前提とした場合、それぞれの関係者の中で多数のアマチュア無線局が運用しますが、東日本大震災の際の非常通信等においては、国内外のアマチュア無線家による自主的な協力により、アマチュア業務には支障が無かったと承知しています。本提案のよう無線通信のニーズは、言わば、非常通信等の要件から若干はみ出した部分を想定しており、これを実施しても、その負の影響は無いものと考えます。	本提案の実施条件を厳格に絞ますることで、他のアマチュア無線局の運用に支障を及ぼすことなく、電波法の目的でもある「電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進すること」に貢献することはないと考えます。アマチュア無線では、動作許可期波数等の申し多数のアマチュア無線局が運用しますが、東日本大震災の際の非常通信等においては、国内外のアマチュア無線家による自主的な協力により、アマチュア業務には支障が無かったと承知しています。本提案のよう無線通信のニーズは、言わば、非常通信等の要件から若干はみ出した部分を想定しており、これを実施しても、その負の影響は無いものと考えます。	D	–	本提案については、実施条件の設定や、他のアマチュア局の運用に支障を及ぼすかどうかの判断が問題ではなく、電波利用の秩序や、市町村の防災活動における無線局の運用の在り方を踏まえる必要があると考えています。 アマチュア局はアマチュア業務（金銭上の利益のためでなく、もつぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。）を行うことを目的としていますので、市町村の防災活動（防災活動のための訓練を含む。）については、有線通信や防災行政無線、消防無線等防災活動を目的とする無線局により行うことを基本としていますが、アマチュア局においても非常通信等により運用することは可能です。市町村の防災活動においては、アマチュア局も急変無線、タクシー無線等の無線局と同様に非常通信等として運用していただきたいと考えています。 災害発生時に、アマチュア無線や急変無線、タクシー無線等が役立った事例は承知しています。アマチュア局は、アマチュア業務（金銭上の利益のためでなく、もつぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。）を行うことを目的としています。市町村の防災活動（防災活動のための訓練を含む。）については、有線通信や防災行政無線、消防無線等防災活動を目的とする無線局により行うことを基本としていますが、アマチュア局においても非常通信等により運用することは可能です。市町村の防災活動においては、アマチュア局も急変無線、タクシー無線等の無線局と同様に非常通信等として運用していただきたいと考えています。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	提案の趣旨は、「有線通信を…困難であると き」の例外規定又は解釈として、大規模災害時において、無線通信の方が地域防災活動の利便上優位であるならば、善意のボランティアは「有線通信を…困難であるとき」だけでなく、非常通信を行えるように していただきたいという点です。なお、「市町村の防災活動における無線局の運用の在り方」については、国は、防災基本計画においてアマチュア無線の活用を定めているほか、実際、東日本大震災では、少なくとも岩手県山田町、大槌町、大船渡市や宮城県名取市が自治体としてアマチュア無線を活用したことが記録されており、アマチュア無線を活用する地域防災ニーズは存在しております。	D	–	防災基本計画において、ボランティアという性格に配慮した上でのアマチュア無線の活用が規定されていることや、東日本大震災のような大規模災害時において、アマチュア無線等が役立つことは承知しています。 現行制度では、大規模災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である場合は、非常通信ができることが規定されており、提案者のおめる運用は、現行制度の中で可能です。 なお、災害発生時にアマチュア無線を有効に使っていただくために、アマチュア局に関する非常通信の考え方について、総務省として平成26年10月までを目途に、ホームページにおいて周知を図っていきたいと考えています。	10211010	個人	東京都	総務省
040050	海外で技適相当の承認を受けたウェアラブル機器の自由な使用	電波法第4条第3号	ご要望にあるウェアラブル機器（2.4GHz帯のwi-fi及びBluetooth機器）を国内で使用する際に適用される制度としては、 ①電波法の技術基準適合証明を取得し、かつ場合の免許不要局としての使用 ②技術基準適合証明を取得しない場合の実験試験局免許を取得しての使用 のこの方法があります。 しかしながら、海外の技術基準で認証を受けた機器については、電波法の技術基準への適合性を確認するために使用することはできません。	スマートグラスなどのウェアラブル機器（2.4GHz帯のwi-fiおよびbluetooth機器に限定する）が、海外で日本の技術基準適合証明相当の承認（例えば米国のFCCの承認等）を得ている場合、県内の一定地域（鯖江市小浜町の西山公園）内において、機器を使った研究・開発に対し、電波法における技術基準適合証明を免除して頂きたい。	鯖江市西山公園を、ウェアラブル機器を活用した研究・開発のための実証実験の場とすることで、国内のウェアラブル機器の開発やソフト開発をより活性化させる。 具体的には、海外で日本の技術基準適合証明（以下、適合証明）相当の承認（例えば米国のFCCの承認等）を得たウェアラブル機器（2.4GHz帯のwi-fiおよびbluetooth機器に限定する）について、公園内で、適合証明を受けずに自由に使うことが出来るものとする。 提案理由： google glassなどに代表されるウェアラブル（身に着けることのできる）機器を国内で使用する場合、海外で日本の適合証明相当の承認があった場合でも、電波法による適合証明が必要である。販売者が、実証実験のために そのような機器を使用する場合も技適が必要となり、国内で使用可能になるまでには時間や費用がかかるため、機器や機器用ソフトのスピーディーな開発のネックとなっている。 一方、福井県鯖江市は、全国の県庁の95パーセントを生産する産地であり、従来では、全国に先駆けて行政情報の公開（オープンデータ）を進めるなど、ITのまちづくりを目指している。また、鯖江市小泉町の西山公園は、鯖江市のほぼ中央に位置し、面積約56haの自然豊かな公園である。 福井県は、平成28年度より、「ふくいセーフハイスプロジェクト」として、県外のIT企業を誘致し、地場産業との連携を図っていく。本提案により、西山公園をウェアラブル機器の実証実験の場とすることで、開発者による機器や機器用ソフトのスピーディーな開発を促し、地場産業との連携による新しい産業振興を図っていきたい。	C	–	・ご要望の内容を認めることは、以下の理由により困難です。 （理由） 周波数の使用状況は各国毎に異なっているため、各国の技術基準はそれぞれ異なっています。このため、外国の技術基準に基づいた認証を受けた無線設備であっても、日本の技術基準に適合していることを確認する必要があります。この確認がなされないまま使用された場合には、他の無線設備に混信を発生させるおそれがありますので、外国の技術基準に基づいた認証を受けたものであっても一方的に受け入れることはできません。 ・なお、ご提案のようなウェアラブル機器を活用した研究・開発の実施については、実験試験局の免許を取得することにより、技術基準適合証明を取得することなく実験（研究・開発）を行うことが可能です。 （理由） 技術基準適合証明を取得していない無線機器について、他の無線システムに対する混信等の影響が発生しないことを確認する必要があるため。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。 なお、提案者が必要とする実験試験局の免許取得に かかる審査期間の短縮を少しでも図るため、あらかじめ相談いただきたい。	・本申請は、極めて限定されたエリアでの実証実験等の一時的な適用を求めるものであり、貴省の無線設備に混信を発生させるおそれがあるとう見解について、説明をお願いしたい。 ・ウェアラブル機器を活用した研究等は、実験試験局の免許取得が可能との回答をいただいたが、免許取得の要否には相当の時間を要するため、時間短縮への協力をお願いしたい。 ・今年4月には海ソフトバンクがグーグルグラスを活用したBluetoothによる実験試験局の免許を取得しているが、同様のBluetoothによる実験を当該エリアにて、技術適合証明や実験試験局の免許を取得せずに、実験をすることが可能となる特区として検討いただきたい。	C	–	・限定されたエリア内で電波を発射した場合であっても、同じ周波数を利用する他の無線設備が接近した場合には、当該無線設備に混信を生ずるおそれがあります。なお、電波を遮蔽する構造物によって他の無線設備への混信を防止することが確認できる場合には、免許を取得することなく電波を発射することが可能な場合があります。 ・実験試験局の免許申請に係る審査では、他の無線設備への混信が生じないことを確認する必要があります。このため、総務省での審査を速やかに行うことが伴せて、申請者の方には、免許申請前から総務省への情報提供をして頂くとともに無線設備のデータ測定を準備して頂く等により、申請から免許までの期間を短縮することが可能と考えています。 ・どのような通信方式であっても、無線設備が技術基準に適合していることが確認されない状態で使用された場合には、他の無線設備に混信を発生させるおそれがあります。このため、実験に使用する無線設備が技術基準に適合していることを確認し、免許を行う必要があります。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	–	・電波を遮蔽する構造物で他の無線設備への混信を防止することが確認できる場合、免許の取得なく電波の発射が可能な場合があるとの回答について、県としてのような構造物の設置を検討していくため、その内容を具体的にご教示いただきたい。 ・6月に、総務省の電波担当者より、技適の証明を受けていない無線設備でも、オープンスペースで実験する場合について、狭いやすい周波数帯で、混信の影響がないような場所であれば実験試験局の免許が早く下りるとの発言があったが、その周波数帯や場所、その周波数帯を今後のウェアラブル端末の周波数帯として使用することが可能かご教示いただきたい。	C	–	・平成18年総務省告示第173号の要件を満たしている試験設備の内部での免許を受けられる無線設備については、昭和53年郵政省告示第127号に規定する方法により試験設備の外部において電界強度を測定し、当該電界強度が施行規則別表第1第第1号に規定される微弱無線局の許容値以下となることにはその無線局免許を楽しないことといています。 ・短期的に混信はないとして使用可能な周波数帯を使用する実験試験局を対象とした特定実験試験局制度では、周波数・空中線電力・使用可能地域はそもの公示された範囲内とする等によって短期での免許処理が可能であり、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等は毎年告示されています（平成26年総務省告示第216号）。 ・なお、2.4GHz帯ではコードレス電話や無線LAN等の多くの無線システムが使用されているため、実験試験局として本等様を利用する際には他の無線システムに対する混信等の影響が発生しないことを確認する必要があります。	10220210	福井県	福井県	総務省